

公 示

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央会計隊
契約科長 清田 哲也

「陸自業務システム等の連携・統制に係る技術支援役務ほか2件」に係る契約を希望する者は下記により応募して下さい。

記

1 公募に付する事項

公募品目表のとおり

2 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 令和7・8・9年度の競争参加資格（全省庁統一資格）役務の提供等の「C」等級以上に格付された者

(2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(4) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
（「資本関係又は人的関係のある」場合とは、入札及び契約心得第3章第12項第2号に定める基準のいずれかに該当する場合をいう）

(6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

(7) 「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」を承諾の上、契約を締結することが可能なものであること。

3 応募方法等

(1) 応募する者の条件

別紙第1に示す作業内容について効率かつ効果的に実施できること。

(2) 応募に関する手続等

応募する者は、別紙第2の「公募契約希望申請書」（以下「申請書」という。）により、次の事項を証明する書類を添え、期日までに1部持参又は郵送すること。

ア 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）（写）

イ 過去5年間の受注実績一覧表

ウ 必要な技術又は設備、体制等を証明する書類（組織図、動員計画、安全体制等）

エ 情報セキュリティに対する体制が確認できる書類

オ 本事業の履行に必要な法的資格保有者名簿（資格取得後の経験年数を含む）

カ 下請業者に業務を委託する場合は、下請（予定）企業一覧表

キ 【No.1のみ】仕様書4.1.2 b), c), d), e), f), 4.1.3 b), 4.1.4 b), c) 項について証明する書類

(3) 受付期間

令和8年10月29日(木)～令和8年11月9日(月) 12時まで

また、持参する場合は、休日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に定める行政機関の休日をいう。)を除く。

(4) 受付時間

午前8時30分から午後17時15分まで、ただし、正午から午後1時までの間は除く。

(5) 提出先

〒162-8802

東京都新宿区市谷本村町5-1

陸上自衛隊中央会計隊契約科(E-1棟6階) 担当 森

電話03-3268-3111(内線47518)

4 提出資料の審査等

(1) 応募する者は、前項第2号で求められた申請書の添付書類以外で、契約の履行能力の審査を行うに際し、以下の資料を求められた場合は、正当な理由等がある場合を除き、提出しなければならない。

ア 前項1号の応募する者の条件に関する書類

イ その他必要書類

(2) 申請書及び提出資料の提出者は、官側から提出資料について説明を求められた場合には、その都度説明しなければならない。

(3) 提出資料により、契約の円滑な履行能力の有無を審査する。

5 審査結果の通知

申請書を提出した者のうち、指名競争等に参加させることが適当と認められた者に対しては、指名競争候補者として、審査結果通知書を送付する。審査不合格者に対しては、審査結果不合格通知書を送付する。

6 疑義の申立て

(1) 審査結果に疑義がある者は、分任支出負担行為担当官に対して、審査結果不合格の理由について、以下により書面をもって説明を求めることができる。

ア 提出期限

審査結果不合格通知書を受理した日の翌日から起算して5日以内(休日を除く。)

イ 提出場所

第3項第5号に同じ

ウ その他

書面は持参又は郵送(期限必着)するものとする。

(2) 分任支出負担行為担当官は、疑義について説明を求められたときは、疑義の申立ての書面を受理した日の翌日から起算して5日以内(休日を除く。)に説明を求めた者に対し書面により回答する。

7 疑義の再申立て

(1) 疑義の申立てに対して書面による回答を受理してから3日以内(休日を除く。)に、書面により疑義の再申立てを行うことができる。

(2) 分任支出負担行為担当官は、疑義の再申立ての書面を受理した日の翌日から起算して3日以内(休日を除く。)に説明を求めた者に対し書面により回答する。

8 資料の提出に当たっての留意事項

(1) 提出資料に虚偽の記載をした者及び第4項第1号から同項第3号に反した者については、当該品目の契約相手方としない。また、中央会計隊における他の調達品に係る競争契約又は随意契約の相手方としない場合がある。

(2) 提出資料の作成、提出、説明、第4項第3号の調査への協力に要する費用等は、提出者の負担とする。

(3) 提出資料は、原則として返却しない。

(4) 提出資料は、提出者に無断で他の目的で使用しない。

(5) 提出資料の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の届出をしなければならない。

9 指名競争候補者の義務等

(1) 指名競争候補者が複数の場合には指名競争の通知、1 者の場合には随意契約の通知を行う。ただし、指名競争候補者であっても、著しい経営状況の悪化等により指名競争に参加させることが適当とは認められなくなった者又は随意契約の相手方としては適当と認められなくなった者には指名競争又は随意契約の通知は行わない。

(2) 指名競争の通知を受けた者は、必ず入札に参加し、合理的な金額の入札書を提出しなければならない。

(3) 契約することを希望しなくなった場合には、速やかに公募の指名競争候補者からの抹消の請求をおこなわなければならない。

10 その他

不明事項等の問い合わせ先

陸上自衛隊中央会計隊契約科第3 契約班 森

TEL : 03-3268-3111 (内線47518)

FAX : 03-5269-5135

E m a i l : rikuzi3-cfin@inet.gsdf.mod.go.jp

仕様書(別紙第1)の内容に関する問い合わせ先

No.1 陸上幕僚監部装備計画部装備計画課 東嶋(内線40740)

No.2 陸上幕僚監部装備計画部開発課 宮本(内線41766)

No.3 陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部指揮通信システム課 関(内線40583)

公募品目表

No.	調達予定品目	製造元	仕様書番号	調達 予定 時期	備考
1	陸自業務システム等の連携・統制に係る技術支援役務	日本電気(株)	GLT-C-Z262001	8.11	6L7V2AF0001
2	衛星幹線通信システムの次期防衛衛星対応に係る調査研究支援役務	三菱電機(株)	GRD-Z001072	8.11	6L7V2AF0021
3	自動即時自電話網(陸自)のリスク管理枠組み対応に係る技術支援役務	富士通(株)	陸幕指通-C-Z000108	8.11	6L9Z1A01036

調達要求番号： 6LV72AF0001

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書	
陸自業務システム等の連携・統制に係る 技術支援役務	仕様書番号
	GLT-C-Z262001
	作成 令和8年 9月 9日
	変更 令和 年 月 日
	作成部隊等名 陸上自衛隊陸上幕僚監部 装備計画部装備計画課

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、後方状況可視化のための陸自業務システム等の連携・統制に係る技術支援役務（以下，“本役務”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で使用する用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001及びGLT-CG-Z000009による。

1.2.1 後方状況可視化

作戦部隊の戦闘力を最大限に発揮させるために、所要の人員、資材、装備の状況を兵站指揮官・幕僚・部隊が視覚的に把握できるように表示することをいう。

1.2.2 後方支援業務

作戦部隊に対し、その戦闘力を最大限に発揮させるために、所要の人員、資材、装備、サービス等を提供して適時適切に充足する業務をいう。

1.2.3 陸自業務システム

陸自業務システム基盤及び陸上自衛隊の後方業務系情報システム群（収容対象システム）を整理・統合するシステムであり、個別業務サービス、仮想マシンサービス、共通基盤サービス、共通端末サービス及び運用サービスを提供する。

1.2.4 陸自クローズ系クラウドシステム

平成30年度陸上自衛隊に導入した、陸上自衛隊クラウド基盤及び各個別サービスをもって構成する陸上自衛隊の保全性の高い業務に必要な情報を処理する、陸上自衛隊クローズ系クラウド基盤及び各個別サービスをもって構成される陸上自衛隊の保全性の高い業務に必要な情報を処理するシステムをいう。

1.2.5 陸自業務システム（補給管理機能）

陸上自衛隊が保有するGS-C906269を使用した補給・整備・輸送・調達等の機能を有するサービスをいう。

1.2.6 陸自クローズ系クラウドシステム（弾薬類サービス）

GS-C906408及びGS-C906433にHS-X192817を組み込まれ、弾薬類の補給等に関する業務を処理するサービスをいう。

1.2.7 陸自クローズ系クラウドシステム（LogCOPサービス）

陸自業務システム（補給管理機能）及び陸自クローズ系クラウドシステム（弾薬類サービス）のデータを基礎とし、LogCOPサービスとして可視化し、COPとして必要な情報を提供するサービスをいう。

1.2.8 防衛省クラウド

シームレスで迅速な指揮統制・情報共有及び実効性のあるサイバー攻撃等対処の実現を目的とする、クラウド基盤をいう。

1.2.9 データセントリシティ構想

防衛省クラウドで謳われている、各幕のデータを最大限に活用するために仮想的に統合する構想をいう。

1.2.10 COTS

“Commercial Off The Shelf”の略であり、陸自業務システム（補給管理機能）において使用する市販ソフトウェアをいう。

1.2.11 業務AP

HS-X192855、HS-X192884、HS-X192893及びHS-X192903において改修したソフトウェアをいう。

1.2.12 スキル等

次に示す能力及び知識をいう。

- a) 陸上自衛隊の組織について理解する能力
- b) 陸上自衛隊の物品管理規則に基づく業務を理解する能力
- c) 災害派遣、PKOなどの各種事態及び業務計画に基づく部隊行動を理解する能力
- d) プロジェクトの全般管理に関する業務を行う能力
- e) 陸自業務システム（補給管理機能）及び陸自クローズ系クラウドシステム（弾薬類サービス）などを利用した後方支援業務処理要領を理解する能力
- f) 利用者からの問合せ対応にあたり、ハードウェア、ネットワーク、ソフトウェアの機能、データ、他システムなどの切り分けに基づく、後方業務への影響を回答できる能力
- g) 将来の後方支援業務要領の変更に対して、システム改修に関する提案ができる能力
- h) 後方支援業務に影響を及ぼすIT化の動向及び技術的内容についての知識
- i) サーバに関する高度な知識
- j) パーソナルコンピュータに関する高度な知識
- k) Oracleデータベースに関する高度な知識
- l) ネットワークに関する高度な知識
- m) 設計に基づくツールなどの開発能力
- n) Webシステムに関する高度な知識
- o) 他官庁関連システムに関する高度な知識

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、この仕様書と引用文書が異なる場合は、法令等を除き、この仕様書の規定が優先する。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001	陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書
GLT-CG-Z000009	陸上自衛隊IT利用装備品等サプライチェーン・リスク対応共通仕様書
GS-C906320	陸自業務システム（補給管理機能）用電子計算機借上（29増設）
GS-C906408	陸自クローズ系クラウド基盤借上
GS-C906433	陸自クローズ系クラウド基盤構成品借上（増設）
HS-X192855	陸自業務システム（補給管理機能）用ソフトウェアの改修（令和6年度国債分）（その2）
HS-X192884	陸自業務システム〔補給管理機能（調達会計業務）〕用ソフトウェアの改修（令和7年度国債分）（その1）
HS-X192893	陸自業務システム（補給管理機能）用ソフトウェアの改修（前送最適化）（令和7年度）
HS-X192903	陸自業務システム（補給管理機能）用ソフトウェアの改修（整備及びカタログ管理機能）（令和7年度）
HS-X192896	陸自クローズ系クラウドシステム（弾薬類サービス）用ソフトウェアの改修（令和7年度） 陸自クローズ系クラウドシステム（LogCOPサービス）の設計・構築その1
GS-C906269	陸自業務用電算機ネットワーク基盤借上（その2）
HS-X192779	陸自クローズ系クラウド基盤の設計（その2）
HS-Z5078350	陸自業務システム（補給管理機能）等維持支援
HS-Z508087	陸自クローズ系クラウドシステム（弾薬類サービス）の維持支援
JSO-25-6053	防衛省クラウド概要設計

b) 法令等

情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について
(通達) [防装庁(事)第121号(31.3.29)]

情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための細部事項につ
いて(通知) [装プ武第5081号(3.3.31)]

陸上自衛隊の保有する個人情報及び個人番号の安全確保等に関する達(平成17
年3月31日陸上自衛隊達第32号の21)

取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて(通
達) [防防調第4608号(19.4.27)]

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について(通達) [防経
庁第137号(4.3.31)]

著作権法(昭和45年法律第48号)

知的財産基本法(平成14年法律第122号)

c) その他

後方支援作戦サービス(LogCOP)構築に向けた調査等支援役務

防衛省クラウド(仮称)に係る調査研究役務(成果報告書)

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

陸自業務システム(補給管理機能)等システムを活用した陸上自衛隊の後方状況
可視化をはじめとした後方業務の最適化を目的に陸自業務システム(補給管理機能)
等システムの運用、開発及び維持における官側が実施する統制業務の支援を実施する
統制の支援を実施する。また陸自業務システム(補給管理機能)等システム現在・過
去の利用データを将来的に防衛省クラウドで実現するデータセンタリシティ構想で扱
うデータとして供するものとするを目的に、防衛省クラウドへの確実な連携がで
きるよう官側が実施する統制業務の支援を実施するものとする。

2.2 後方状況可視化のための陸自業務システム(補給管理機能)等システム連携・ 統制に係る技術支援

後方状況可視化のための陸自業務システム(補給管理機能)等システム連携・統制
に係る技術支援の要求事項は、次による。

なお、細部は表1による。

2.2.1 全般管理業務

2.2.1.1 体制・実施要領・スケジュールを含む技術支援計画書の作成

“技術支援計画書”及び“作業実施者名簿”を提出するものとする。

2.2.1.2 作業記録・月間役務時間報告書・月次報告書の作成及び報告

“作業記録”, “月間役務時間報告書”, “月次報告書”を作成するとともに、あわせてEVM方式による進捗率報告及び作業要求番号別の工数管理表を作成し、その内容
について報告するものとする。

2.2.1.3 技術支援進捗管理に関する事項

技術支援進捗管理に関する事項は、次による。

- a) 技術支援計画書の修正及び提出
- b) 作業記録等実績管理

2.2.2 システム連携・統制に係る技術支援

システム連携・統制に係る技術支援は、次による。

- a) 情報提供及び技術支援
- b) 開発・改善等に係る分析

2.2.3 各種会議への参加

技術支援内容、検討事項の進捗状況報告、その他連絡調整などの各種会議に、月1回を基準として参加するものとする。

なお、細部は、官側との調整による。

2.2.4 その他

2.2.1 から 2.2.3 以外で、後方状況可視化のためのシステム連携・統制に必要な支援が生起した場合は、所要の支援を行うものとする。

表1－技術支援 支援項目

実施項目			
大項目	中項目	小項目	作業の細分
全般管理業務	計 画	体制・実施要領・スケジュールを含む技術支援計画書の作成	技術支援体制の検討
			技術支援実施要領の策定
			技術支援実施スケジュールの立案
	報 告	作業記録・月間役務時間報告書・月次報告書の作成	作業記録の作成
			各技術者が作成した作業記録の確認及び取り纏め
			月間役務時間報告書の作成
			各技術者が作成した月間役務時間報告書の確認及び取り纏め
			月次報告書の作成
			各技術者が作成した月次報告書の確認及び取り纏め
			技術支援計画書の作成、修正及び提出
	技術支援進捗管理に関する事項	作業記録等実績管理	技術支援の工数実績の管理及び評価
			技術支援作業の作業内容等の記録
システム連携・統制に係る技術支	情報提供及び技術支援	陸上幕僚監部装備計画部装備計画課後方計画班	関係会社等に対する調整・確認が必要な事項に関する対応

援		からの問い合わせに関する対応状況の管理	
		技術情報についての情報提供、補給管理業務機能、弾薬類業務機能及び補給管理業務への影響検討に関する支援	技術関連情報に関する技術検討の実施及び官側への回答
			補給管理業務機能、弾薬類業務機能への影響検討に関する官側への回答

表 1－技術支援 支援項目（続き）

実施項目			
大項目	中項目	小項目	作業の細分
システム連携・統制に係る技術支援（続き）	情報提供及び技術支援（続き）	システムの運用及び維持に起因する後方支援業務への影響検討に関する支援	関係会社等に対する調整・確認が必要な事項に関する対応
			システムの運用及び維持による変更内容の確認
			後方支援業務への影響検討に関する官側への回答
		システム接続等に関する調査・検討の支援	関係会社等に対する調整・確認が必要な事項に関する対応
			接続等に関する他システムの運用維持に関する関係部隊との調整
			調整に必要となるシステムに係る技術的調査及び官側への調整に必要な情報の提示
			後方支援業務への影響検討結果等に関する官側への回答
		防衛省クラウドへの連携に向けた調査・検討支援	関係会社等に対する調整・確認が必要な事項に関する対応
			接続等に関する他システムの運用維持に関する関係部隊との調整
			連携に向けて必要となるシステムにかかる技術的調査及び官側への調整に必要な情報の提示
	開発・改善等に係る分析	システムの改修要望案件の具体化	関係会社等に対する調整・確認が必要な事項に関する対応
			開発・改善等に係るシステム具現化に向けた技術的調査及び官側への回答
各種会議への参加	各種会議への参加	各種会議への参加	技術支援内容，検討事項の進捗状況報告，その他連絡調整等
その他	その他技術支援	各項目に示した事項以外における必要な支援	関係会社等に対する調整・確認が必要な事項に関する対応
			官側の依頼内容に基づく技術的調査及び官側への回答
			官側の依頼内容に基づく後方業務への影響検討結果等に関する官側への回答

2.3 役務実施場所

役務実施場所は、市ヶ谷駐屯地及び官側が許可した場所において作業するものとし、細部は、官側との調整による。

2.4 役務体制

本役務実施のため、全体を統括する責任者を選任するとともに、本作業の作業担当別にグループ編成を行い、グループ毎に責任者を割り当てるものとする。

なお、当該作業に従事する者は、それぞれの作業に必要なスキル等を有するものとし、陸上自衛隊の各種事態対処時などにおいては、当時のシステム運用形態に対応して技術支援が継続できるよう役務体制を調整できるものとする。

2.5 役務期間

役務期間は、契約締結日から令和10年2月29日（火）までとする。

2.6 工数

作業時間は、3,900時間を基準とする。

3 品質保証

3.1 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等（以下、“担当官”という。）の定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 契約の相手方の条件

4.1.1 入札参加資格に関する事項

- a) 陸自業務システム(補給管理機能)及び陸自クローズ系クラウドシステム(弾薬類サービス)に蓄積・集約されたデータを活用することで後方現況可視化を実現するため、陸自業務システム(補給管理機能)及び陸自クローズ系クラウドシステム(弾薬類サービス)についての構造・設計、製造、改修等に係わる技術を保持または取得可能なものとする。
- b) 将来的に防衛省クラウドで実現するデータセントリシティ構想に供するものとするため、防衛省クラウドとの連携を確実にする必要であり、防衛省クラウドについての実績・経験・知見・設計物の保持するものとする。

4.1.2 組織に関する要求

組織に関する要求は、次に示す実績を有するものとする。4.1.2 b), c), d), e), f), 4.1.3 b), 4.1.4 b), c) 項については、これを証明する書類を1部作成し、官側が示す時期までに提出し、判定を受けるものとする。開発及び維持支援実績は、契約期限完了日から起算し3年以内のものであるものとする。

- a) 契約の相手方は、日本国内に本社を有するものとする。
- b) 防衛省における情報システム用の大規模な専用ソフトウェアについて開発・維持支援実績を有するものとする。
- c) 防衛省における情報システム用の全国複数拠点で構成された稼働実績のあるクラウド動作基盤の設計・構築実績をもつものとする。

- d) 陸上自衛隊の補給業務の知識を有するものとする。
- e) 企業において取り扱う情報資産を適切に保護するために、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証を自社で取得しているものとする。
- f) 品質管理体制について、ISO9001の認証を取得、または同等の管理体制を保持しているものとする。

4.1.3 役務責任者に関する要求

本役務の責任者たるプロジェクトマネージャに関する要求は、次による。

- a) 日本国籍をもつものとする。
- b) 防衛省におけるソフトウェア開発のプロジェクトマネジメント経験を5年以上有すること。

4.1.4 役務従事者に関する要求

役務従事者に関する要求は、次による。

- a) 日本国籍をもつものとする。
- b) 陸上自衛隊の後方支援業務に係るシステムの運用に係る調査・分析・改善提案等の契約実績を有する者とする。
- c) 陸自業務システム（補給管理機能）及び陸自クローズ系クラウドシステム（弾薬類サービス）の設計物及び、各種検討を行う際に実現性検証が実施可能な社内環境を有しているものとする。

4.2 提出書類等

提出書類等は、表2による。

提出の様式は電子メールを基準とする。なお、作業実施に関するエビデンスについては、契約相手方から提出、若しくは提示を受けるものとする。

また、提出前にコンピュータ・ウイルスチェックを実施し、コンピュータ・ウイルスが含まれていないことを確認する。細部は官側との調整による。

表2－提出書類等

番号	提出書類名	数量	提出時期等	提出先	備考
1	技術支援計画書	1部	契約後速やかに	陸上幕僚監部装備計画部装備計画課後方計画班	
2	作業実施者名簿	1部			
3	作業記録	1部	当該支援実施月の翌月10日とし、役務終了月はその月末とする		
4	月次報告書	1部			
5	月間役務時間報告書	1部			様式：図1

4.3 無償貸付品

無償貸付品は、GLT-CG-Z000001の箇条5によるものとし、官側が必要と認めたものについて受けることができる。

契約の相手方は、貸与された資料などがある場合は、その取扱いなどに関し官側の指定する条件を遵守し、業務の完了後直ちに返却するものとする。

4.4 秘密保全

秘密保全は、次による。

- a) 個人情報については、“陸上自衛隊の保有する個人情報及び個人番号の安全確保等に関する達（平成17年3月31日陸上自衛隊達第32号の21）”に従って保護するものとする。
- b) 契約の相手方は、本契約に係る物件、文書などで“注意”又は“部内限り”に指定されたものの取扱いは、“取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（通達）”により、その取扱いには万全の注意を払わなければならない。
- c) 契約の相手方は、本契約の履行により直接又は間接を問わず知り得た事項の管理に万全を期すとともに、それらの部外への利用、公表等を防衛省の許可なく行ってはならない。契約履行後も同様とする。
- d) 契約の相手方の庁舎内への立ち入りは、関係規則などに基づく手続きを行い、立ち入りを禁じた区域及び業務に関係ない施設へは立ち入ってはならない。

なお、細部は、官側の指示に従うものとする。

4.5 権利の帰属

本役務に係る成果物及び類似の派生物（企画などの構想も含む。）における一切の著作権及び所有権は、官側に帰属するものとする。ただし、契約の相手方が本役務の以前から所有している著作権及び第三者の所有している著作権については、この限りではない。

4.6 官側の支援

契約の相手方は、本役務の履行に当たり、官側が認める場合、次の事項について所要の支援を受けることができる。この場合は、契約の相手方が事前に担当官に申請するものとする。

- a) 官側の保有するデータ、資料などの閲覧に関する事項
- b) 確認及び調査など契約の相手方自身で行うことができず、官側の支援が必要な事項
- c) 官側の保有する施設、設備、機器、電力、用水などの使用及び操作に関する事項
- d) その他契約履行に必要な事項

4.7 不具合等の処理

本役務の履行に当たり、不具合などが発生した場合は、速やかに担当官の指示を受

けるものとする。

4.8 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

月 間 役 務 時 間 報 告 書						
調達要求番号		契約番号				
契約件名	後方状況可視化のための陸自業務システム（補給管理機能）等 システムの連携・統制に係る技術支援					
会社名		契約相手方 責任者				
役務報告期間	年 月 日 ～ 年 月 日					
作業担当者 ※ 1 (多数時は別 表を添付)	<div>①</div> <div>②</div> <div>③</div> <div>④</div> <div>⑤</div>					
項 目	作業指示 書項番	月間作業工数 (H)		作業実施者 (※1欄より該当 者の番号を指定)	監督官 確認印	備考
		自衛隊施設 等	官側が許可 した契約相 手方事務所			
全般管理業務						
後方状況可視 化のためのシ ステム連携・ 統制に係る技 術支援						
その他技術支 援						
会 議						
合 計						

図1 一月間役務時間報告書（様式）

情報セキュリティ指定書	発 簡 番 号	—																				
	調達要求番号	6 L V 7 2 A F 0 0 0 1																				
	調達要求年月日	令和 8 年 1 0 月 9 日																				
	作 成 部 課	陸上幕僚監部装備計画部装備計画課																				
	作 成 年 月 日	令和 8 年 9 月 9 日																				
品 名	陸自業務システム等の連携・統制に係る技術支援役務																					
仕 様 書 番 号	G L T - C - Z 2 6 2 0 0 1																					
<p>1 保護すべき情報の管理</p> <p>契約の相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）第137号（令和4年3月31日）別添の装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項の規定に基づき、適切に管理するものとする。</p> <p>2 保護すべき情報として指定された情報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保護すべき情報</th> <th>保護すべき情報の詳細</th> <th>企業で取り扱う際の留意事項</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 システム構成</td> <td></td> <td rowspan="7"> ○ 各種会議等における会議資料、議事録など、保護すべき情報が明白になる場合は保護対象とする。 ○ 細部計画書作成時に明らか又は保護すべき情報が明白になる場合は保護対象とする。 ○ 納入試験等における試験データなど、保護すべき情報が明白になる場合は保護対象とする。 ○ 契約件名、調達要求番号・システム名の不表示等でシステムの機能性能等を明白にできない状態にした場合は保護対象に該当しない。 </td> <td rowspan="7"></td> </tr> <tr> <td>2 機能</td> <td>ネットワーク構成</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">3 性能</td> <td>(1) 装置の構成</td> </tr> <tr> <td>装置の構成</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア一覧</td> </tr> <tr> <td>(2) 装置共通の性能</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>装置の機能・性能</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 特記事項</p> <p>な し</p>					保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	備考	1 システム構成		○ 各種会議等における会議資料、議事録など、保護すべき情報が明白になる場合は保護対象とする。 ○ 細部計画書作成時に明らか又は保護すべき情報が明白になる場合は保護対象とする。 ○ 納入試験等における試験データなど、保護すべき情報が明白になる場合は保護対象とする。 ○ 契約件名、調達要求番号・システム名の不表示等でシステムの機能性能等を明白にできない状態にした場合は保護対象に該当しない。		2 機能	ネットワーク構成	3 性能	(1) 装置の構成	装置の構成	ソフトウェア一覧	(2) 装置共通の性能	設置場所		装置の機能・性能
保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	備考																			
1 システム構成		○ 各種会議等における会議資料、議事録など、保護すべき情報が明白になる場合は保護対象とする。 ○ 細部計画書作成時に明らか又は保護すべき情報が明白になる場合は保護対象とする。 ○ 納入試験等における試験データなど、保護すべき情報が明白になる場合は保護対象とする。 ○ 契約件名、調達要求番号・システム名の不表示等でシステムの機能性能等を明白にできない状態にした場合は保護対象に該当しない。																				
2 機能	ネットワーク構成																					
3 性能	(1) 装置の構成																					
	装置の構成																					
	ソフトウェア一覧																					
	(2) 装置共通の性能																					
	設置場所																					
	装置の機能・性能																					

調達要求番号：6LAF2AF0021

陸上自衛隊仕様書			
部品番号		仕様書番号	
衛星幹線通信システムの次期防衛 衛星対応に係る調査研究支援役務		GRD-Z001072	
		防衛大臣承認	令和 年 月 日
	作成		令和8年10月 5日
	変更		令和 年 月 日
	作成部隊等名	陸上幕僚監部装備計画部開発課	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、衛星幹線通信システムの次期防衛衛星対応に係る調査研究支援役務（以下，“本役務”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001及びJIS X 0001～JIS X 0032による。

1.2.1

統制局装置

衛星幹線通信システム統制局装置GGBY-3，衛星映像伝送システム統制局装置GGBU-1，回転翼衛星映像伝送システム統制局装置GGU-2，回転翼衛星映像伝送システム統制局装置GGU-3及び衛星幹線通信システムV-22用連接装置GGBY-4をいう。

1.2.2

対向局装置

衛星幹線通信システム可搬局装置JGBY-1，衛星通信移動局装置GUBY-1，衛星通信移動局装置GUBY-1B，衛星幹線通信システム車載局装置JMBY-B1，航空機搭載衛星通信装置，衛星映像伝送システム航空機局装置GABU-1，航回転翼衛星映像伝送システム航空機局装置GABU-2及び回転翼衛星映像伝送システム航空機局装置GABU-3をいう。

1.2.3

可搬局装置

衛星幹線通信システム可搬局装置JGBY-1をいう。

1.2.4

防衛通信衛星事業

自衛隊の通信基盤強化を目的として整備が進められている防衛通信衛星及び関連地上システムに係る事業をいう。

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時の最新版とする。

なお、契約締結後、当該文書に改正があった場合は、その適用について別途協議する。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z000009 陸上自衛隊IT利用装備品等サプライチェーン・リスク対応共通仕様書

b) 法令等

取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（通達）〔防防調第4608号（19.4.27）〕

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）〔防装庁（事）第137号（4.3.31）〕

情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）〔防装庁（事）第107号（令和6年3月22日）〕

情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）〔装プ事第5056号（令和6年3月25日）〕

取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（通達）〔陸幕情第175号（19.7.31）〕

装備品等の調達に係る秘密等の保全又は保護の確保について（通達）〔防装庁（事）第75号（令和6年3月13日）〕

著作権法（昭和45年法律第48号）

知的財産基本法（平成14年法律第122号）

1.3.2 関連文書

関連文書は、次による。

a) 仕様書

GAV-W180012B	航空機搭載衛星通信装置
GLT-CG-C000001	陸上自衛隊電子機器共通仕様書
GRD-X000917	陸上自衛隊戦闘指揮統制システムの全体設計
GS-C216077F	衛星幹線通信システム統制局装置GGBY-3-()
GS-C216078J	衛星幹線通信システム可搬局装置JGBY-B1
GS-C216237C	衛星幹線通信システム車載局装置JMBY-B1
GS-C216262E	衛星通信移動局装置GUBY-1-()
GS-C216262F	衛星通信移動局装置GUBY-1-()
GS-C216266D	衛星映像伝送システム
GS-C216380B	衛星幹線通信システムV-22用連接装置GGBY-4
GS-C216389D	回転翼衛星映像伝送システム統制局装置
GS-C216823	衛星幹線通信システム固定局装置GGBY-5
GS-C906456	システム・ネットワーク管理装置（検証用）
GS-C906557	システム・ネットワーク管理装置（本器用ソフトウェア）
GS-C906581	システム・ネットワーク管理装置（令和4年度本器用ソフトウェア）
JSO-25-6038	次期防衛衛星通信の整備
JSO-17-6005	Xバンド衛星通信中継器等

b) 法令等

電波法（昭和25年法律第131号）

防衛省の情報保証に関する訓令〔防衛省訓令第160号（19.9.20）〕

防衛省の情報保証に関する訓令の運用について（通達）〔防運情第9248号（19.9.20）〕

陸上自衛隊の情報保証に関する達〔陸上自衛隊達第61－8号（19. 12. 17）〕

c) その他

政府システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン〔各府省情報化統括責任者（CIO）絡会議決定（26. 12. 3）〕

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

一般的要求事項は、次期防衛衛星に対応した次期統制局装置及び対向局装置について、既存衛星幹線通信システムとの接続性、運用性及び将来拡張性を考慮し、その技術的成立性を技術成熟度、実装可能性、運用上の実現性、既存システムとの接続性及び費用面の観点から評価する。

また、契約の相手方は、本役務の実施に当たって次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に官側と協議する。

- a) 履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい契約を履行する業務に従事する個人（以下「業務従事者」という。）を確保する。
- b) a)の業務従事者が、履行に必要な経歴、知見、資格、語学（母国語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績等をもつ。
- c) b)の業務従事者が他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応が可能な体制にある。

2.2 調査研究の対象範囲

調査研究の対象範囲は、次による。

- a) 次期防衛衛星の特性に対応した対向局装置
- b) 次期統制局装置のうち、空中線及びRF部装置を除く衛星幹線通信システム統制局相当の装置

2.3 調査研究の内容

契約の相手方は、衛星幹線通信システムの次期防衛衛星対応に係る調査研究を実施するものとする。また、2.3.1から2.3.8に示す各調査項目について、契約の相手方が複数の実現方式を設定し、2.1に示す評価観点に基づき比較検討を行うものとする。その結果を踏まえ、技術的成立性、課題、要求事項案及び推奨構成案について整理するものとする。

2.3.1 周波数・通信方式

次期防衛衛星の電波特性を踏まえ、周波数方式及び通信方式について調査研究を実施する。

2.3.2 空中線系方式

次期防衛衛星の電波特性を踏まえ、次期対向局装置の空中線系に関する技術的成立性、課題及び要求事項案を整理する。

2.3.3 システム接続・インターフェース

次期統制局装置及び次期対向局装置間の相互接続構成及び既存システムとの接続継続性に関する技術的成立性、課題及び要求事項案を整理する。

2.3.4 運用性・機動性

展開・撤収の迅速化を考慮した構成（シェルト搭載等）及び可搬局装置の簡易運用化に向けた構成に関する技術的成立性、課題及び要求事項案を整理する。

2.3.5 抗たん性・耐妨害性

現行システムでは考慮されていない耐妨害機能の付与可能性及び抗たん性向上に関する技術的成立性、課題及び要求事項案を整理する。

2.3.6 不正アクセス耐性

次期防衛衛星の電波特性を踏まえ、無線経路を介した不正アクセスに対する耐性に関する技術的成立性、課題及び要求事項案を整理する。

2.3.7 将来システムとの整合

防衛通信衛星事業との整合性を踏まえ、システム構成、管理機能、運用分担及びインターフェースに関する技術的成立性、課題及び要求事項案を整理する。

2.3.8 暗号

次期衛星幹線通信システムの暗号に関する技術的成立性、課題及び要求事項案を整理する。

2.4 実施期間

本役務を実施する期間は、契約締結日～令和10年3月31日とする。

2.5 報告会の実施

契約の相手方は、各報告書の提出時期にあわせて**附属書A**に示す報告会を実施し、官側の要求元に各報告書の内容を説明する。

また、契約の相手方は、調査研究の実施に必要な官側との調整会議、現地調査、ユーザヒアリングその他の技術調整に参加するものとし、細部については官側との調整によるものとする。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等の定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 契約の相手方の条件

4.1.1 組織に関する要求

現有の陸自衛星幹線通信システムの統制局装置及び対向局装置に関するシステムの設計・製造の知見をもつ企業

4.1.2 従事者に関する要求

本役務に従事する技術者は、陸上自衛隊の衛星通信システム及びこれと連携する指揮統制システムに係る検討を行い得る能力をもつ必要があり、これを満たし得る実施体制を構築するものとする。

4.2 提出書類

提出書類は、**表1**によるほか、細部は、官側との調整による。実施計画書には、実施体制、実施工程、調査項目、調査方法、官側との調整事項及び成果物作成計画を記載するものとする。

なお、提出書類は、要求元の確認を受けた後、提出し、当該電子媒体は、提出前にマルウェアチェックを実施し、マルウェアが含まれていないことを確認する。

表1－提出書類

番号	名称	提出形態	数量	提出時期	提出先
1	作業従事者名簿	電子媒体	一式	契約締結後、速やかに	陸上幕僚監部装備計画部開発課（市ヶ谷駐屯地）
2	実施計画書		一式		
注記1 電子媒体は、CD-R又はDVD-Rとし、データ形式は、Microsoft Office形式及びPDF形式とする。					

4.3 納入品

納入品は、次及び表2によるほか、細部は、官側との調整による。成果報告書には少なくとも次を含むものとする。

- a) 調査研究概要
- b) 調査方法
- c) 実現案のトレードオフ評価
- d) 課題及びリスク分析
- e) 要求事項案（要求内容、設定根拠、期待効果、課題及び留意事項を含む。）
- f) 推奨構成案（推奨理由、代替案との比較結果及び想定される課題を含む。）
- g) 今後の検討事項

なお、納入品は、要求元の確認を受けた後、提出し、当該電子媒体は、提出前にマルウェアチェックを実施し、マルウェアが含まれていないことを確認する。

表2－納入品

番号	名称	提出形態	数量	提出時期	提出先
1	成果報告書	電子媒体	一式	令和10年3月	陸上幕僚監部装備計画部開発課（市ヶ谷駐屯地）
注記1	電子媒体は、CD-R又はDVD-Rとし、データ形式は、Microsoft Office形式及びPDF形式とする。				

4.4 秘密保全

秘密保全は、次による。

- a) 契約の相手方は、本契約に係る物件、文書などで“注意”又は“部内限り”に指定されたものの取扱いは、“取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（通達）”により、その取扱いには万全の注意を払わなければならない。
- b) 契約の相手方は、本契約の履行により直接又は間接を問わず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、それらの外部への利用、公表等を防衛相の許可なく行ってはならない。

4.5 情報保全

契約の相手方は、この契約の履行に際し知り得た保護すべき情報〔“装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）”（以下、“情報セキュリティ通達”という。）第2項第1号に規定する情報をいう。〕その他の非公知の情報（以下、“保護すべき情報等”という。）の取扱いに当たっては、情報セキュリティ通達における添付資料“装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項”及び別紙“装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準”に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあっては、これらに準じて）、適切に管理する。この際、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官側に通知する。

- a) 契約を履行する一環として契約の相手方が収集、整理、作成等した情報が、保護すべき情報（情報セキュリティ通達第5項第4号の規定に基づく解除をしようとする場合に、同号に規定する確認を行うまでは保護すべき情報として取り扱う。）として取り扱われることを保障する履行体制
- b) 官側の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制
- c) 官が書面により個別に許可した場合を除き、契約相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業

して官側に対して第三者が何らかの請求・主張を行ったときには、契約の相手方が自己の費用によって当該第三者と交渉・訴訟を行い、弁護士費用その他の費用を含む損害賠償責任は、全て契約の相手方が負担する。

- c) この契約の履行において著作権が発生する場合、その権利は、次による。ただし、官側は、提出された著作物を自ら利用するために必要と認められる範囲において翻案、翻訳、複製及び貸与することが可能である。
- 1) 提出書類に関する著作権は、官側に帰属する。また、契約の相手方は、提出書類に関する著作
者人格権を行使してはならない。
 - 2) 1)に関わらず、提出書類に契約の相手方が既に著作権を保有しているものの著作権について
は、この限りではない。
 - 3) 提出書類に第三者が権利をもつ著作物が含まれている場合には、契約の相手方が当該著作権の
使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約などに係る一切の手続きを行う。
- d) 契約の相手方は、著作権の帰属等に関し疑義が発生した場合、その都度、官側と協議して解決す
る。また、協議において取決めを行った場合、契約の相手方は、取り決めた内容を文書に取りま
とめ、速やかに官側に提出し、確認を受ける。

4.11 不具合などの処理

本役務の履行に当たり、不具合などが発生した場合は、速やかに契約担当官等の指示を受ける。

4.12 IT利用装備品等サプライチェーン・リスク対応に関する要求

IT利用装備品等サプライチェーン・リスク対応に関する要求は、GLT-CG-Z000009
の2.2による。

4.13 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義はGLT-CG-Z000001の8.3による。

附属書 A

(規定)

報告会実施要領

A.1 適用範囲

本役務における報告会の実施要領について規定する。

A.2 目的

契約の相手方は、仕様書によって作成する本役務の実施計画書及び成果報告書の説明を行い、その内容を官側が確認する。

A.3 報告会の実施要領等

A.3.1 報告会の構成

報告会の構成は、次によるほか、報告会主任、報告会主任補佐及び報告会委員をもって構成する。

- a) 報告会主任は、陸上幕僚監部装備計画部開発課開発第2班長とする。
- b) 報告主任補佐は、陸上幕僚監部装備計画部開発課担当者とする。
- c) 報告会委員は、報告会主任が指名した者とする。

A.3.2 所掌事項

所掌事項は、次による。

- a) 報告会主任は、本要領に基づく報告会を総括する。
- b) 報告会主任補佐は、報告会主任を補佐し、報告項目について報告会の実施を担当する。
- c) 報告委員は、報告会主任補佐の指示に従い報告会を実施する。

A.3.3 実施時期

実施時期は、次による。

- a) 実施計画の報告会は、契約締結後、速やかに開催する。
- b) 成果報告会は、実施計画によるほか、細部は、装備計画部開発課との調整による。

A.3.4 開催場所

市ヶ谷地区内（基準）

A.4 報告要領

報告要領は、次による。

- a) 契約の相手方が、実施計画書をもって行う。
- b) 契約の相手方が、成果報告書をもって行う。

A.5 その他の指示

その他の指示は、次による。

- a) 報告会において指摘事項等が発生した場合、契約の相手方は、指摘事項等に基づき所要の措置を行う。
- b) 契約の相手方は、議事録を調達要求元に提出する。

情報セキュリティ指定書	発 簡 番 号											
	調達要求番号	6LAF2AF0021										
	調達要求年月日	令和8年10月19日										
	作 成 部 課	陸上幕僚監部装備計画部開発課										
	作 成 年 月 日	令和8年10月19日										
品 名	衛星幹線通信システムの次期防衛衛星対応に係る調査研究支援役務											
仕 様 書 番 号	GRD-Z001072											
<p>1 保護すべき情報の管理</p> <p>契約相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防衛庁（事）第137号。令和4年3月31日）別添の装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項の規定に基づき、適切に管理するものとする。</p> <p>2 保護すべき情報として指定された情報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保護すべき情報</th> <th>保護すべき情報の詳細</th> <th>企業で取り扱う際の留意事項</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 次期防衛衛星の特性に対応した対向局装置の性能・諸元等 ○ 次期統制局装置のうち、空中線及びRF部装置を除く衛星幹線通信システム統制局相当の装置の性能・諸元等 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 周波数・通信方式 ○ 空中線系方式 ○ システム接続・インターフェース ○ 運用性・機動性 ○ 抗たん性・耐妨害性 ○ 不正アクセス耐性 ○ 将来システムとの整合 ○ 暗号 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 確認・助言・ドキュメント作成等、役務実施過程で知れた情報のうち、保護すべき情報が明らかである又は類推される場合には保護の対象とする。 ○ 提出資料について、作成初期から、保護すべき情報が明らかである又は類推される場合は保護対象とする。 ○ 報告会等における資料、議事録など、保護すべき情報が明らかである又は類推できる場合は保護の対象とする。 ○ 引用文書又は貸付品の使用時、それらの保護すべき情報が明らかである又は類推できる場合は保護対象とする。 ○ 契約品名、調達要求番号、システム名を不表示等にすることにより、保護すべき情報が明らかでないかつ類推できない状態にした場合は保護対象としない。 </td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 特記事項</p> <p>契約履行中に保護すべき情報が発生した場合、その都度官と調整し保護すべき情報として指定</p>					保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	備考	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次期防衛衛星の特性に対応した対向局装置の性能・諸元等 ○ 次期統制局装置のうち、空中線及びRF部装置を除く衛星幹線通信システム統制局相当の装置の性能・諸元等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 周波数・通信方式 ○ 空中線系方式 ○ システム接続・インターフェース ○ 運用性・機動性 ○ 抗たん性・耐妨害性 ○ 不正アクセス耐性 ○ 将来システムとの整合 ○ 暗号 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 確認・助言・ドキュメント作成等、役務実施過程で知れた情報のうち、保護すべき情報が明らかである又は類推される場合には保護の対象とする。 ○ 提出資料について、作成初期から、保護すべき情報が明らかである又は類推される場合は保護対象とする。 ○ 報告会等における資料、議事録など、保護すべき情報が明らかである又は類推できる場合は保護の対象とする。 ○ 引用文書又は貸付品の使用時、それらの保護すべき情報が明らかである又は類推できる場合は保護対象とする。 ○ 契約品名、調達要求番号、システム名を不表示等にすることにより、保護すべき情報が明らかでないかつ類推できない状態にした場合は保護対象としない。 	—
保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	備考									
<ul style="list-style-type: none"> ○ 次期防衛衛星の特性に対応した対向局装置の性能・諸元等 ○ 次期統制局装置のうち、空中線及びRF部装置を除く衛星幹線通信システム統制局相当の装置の性能・諸元等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 周波数・通信方式 ○ 空中線系方式 ○ システム接続・インターフェース ○ 運用性・機動性 ○ 抗たん性・耐妨害性 ○ 不正アクセス耐性 ○ 将来システムとの整合 ○ 暗号 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 確認・助言・ドキュメント作成等、役務実施過程で知れた情報のうち、保護すべき情報が明らかである又は類推される場合には保護の対象とする。 ○ 提出資料について、作成初期から、保護すべき情報が明らかである又は類推される場合は保護対象とする。 ○ 報告会等における資料、議事録など、保護すべき情報が明らかである又は類推できる場合は保護の対象とする。 ○ 引用文書又は貸付品の使用時、それらの保護すべき情報が明らかである又は類推できる場合は保護対象とする。 ○ 契約品名、調達要求番号、システム名を不表示等にすることにより、保護すべき情報が明らかでないかつ類推できない状態にした場合は保護対象としない。 	—									

調達要求番号：6L9Z1A01036

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
自動即時自電話網（陸自）のリスク管理枠組み対応に係る技術支援役務		陸幕指通-C-Z000108	
		防衛大臣承認	年 月 日
		作 成	令和8年9月16日
		変 更	令和 年 月 日
		作成部隊等名	陸上幕僚監部指揮通信システム課

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊が整備・運用を行う装備品等に係るシステムのリスク管理枠組み（以下，“RMF”という。）対応に関する技術的な支援役務（以下，“この役務”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001、GLT-CG-Z000009、GLT-CG-Z500002及びJIS X 0001～JIS X 0032及び調達要領指定書による。

1.2.1

RMF

Risk Management Frameworkの略語であり、米国防省の最新のセキュリティ基準を参考に、令和5年度からリスク管理枠組み（RMF）を防衛省・自衛隊の情報システムに導入し、運用開始後を含むライフサイクル全般を通じたリスク管理を継続的に実施していくことをいう。

1.3 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、この仕様書と引用文書の規定が異なる場合、法令等を除き、この仕様書の規定が優先する。

1.3.1 引用文書

a) 規格

JIS X 0001～JIS X 0032 情報処理用語

b) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z000009 陸上自衛隊IT利用装備品等サプライチェーン・リスク対応
共通仕様書

GLT-CG-Z500002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

c) 法令等

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）
[防装庁（事）第3号（31.1.9）]

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）[防装庁（事）第137号（令和4年3月31日）]

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項につ

いて（通知）〔装プ武第188号（31. 1. 9）〕

リスク管理枠組み（RMF）におけるセキュリティ管理策について（通知）〔防整サ第14550号（5. 7. 3）〕

情報システムにおけるリスク管理枠組み（RMF）実施要領等について（通知）〔防整サ第14551号（5. 7. 3）〕

著作権法（昭和45年法律第48号）

知的財産基本法（平成14年法律第122号）

d) **その他**

デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン（2024年（令和6年）5月31日デジタル社会推進会議幹事会決定）

1.3.2 **関連文書**

この仕様書に関連する次の文書は、入札書又は見積書の提出時における最新版とし、そのほかに必要な関連文書がある場合は、調達要領指定書によって指定する。

a) **規格**

ISO 9001 品質マネジメントシステム

ISO 27001 情報セキュリティマネジメントシステム

b) **法令等**

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）

陸上自衛隊文書管理規則〔陸上自衛隊達第32－24号（令和4年3月30日）〕

防衛省の情報保証に関する訓令〔防衛省訓令第160号（19. 9. 20）〕

取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（通達）〔防防調第4608号（令和4年3月30日）〕

取扱い上の注意を要する文書等の取扱いについて（通達）〔陸幕情第175号（19. 7. 31）〕

防衛省の情報保証に関する訓令の運用について（通達）〔防運情第9248号（19. 9. 20）〕

陸上自衛隊の情報保証に関する達〔陸上自衛隊達第61－8号（19. 12. 17）〕

陸上自衛隊の情報保証に関する達の運用について（通達）〔陸幕指通第186号（5. 5. 23）〕

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保のための措置の細部事項について（通知）〔装装保第11693号（令和7年6月17日）〕

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に係る保護すべき情報の指定について（通知）〔装装保第19892号（令和6年10月30日）〕

IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）〔装管調第12478号（7. 6. 29）〕

c) **その他**

政府機関の情報システムにおいて使用されている暗号アルゴリズムSHA－1及びRSA1024に係る移行指針（20. 4. 22）

政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準（令和5年7月4日サイバーセキュリティ戦略本部）

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

一般的要求事項は、次によるものとし、適用の有無は、調達要領指定書によって指定する。

- a) この役務は、“情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）”及び“情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）”によって、この役務のサプライチェーンにおいて不正プログラムの埋込み、情報の窃取、不正機能の組込みなどが行われるリスクへの対策などを行う。
- b) IT利用装備品等サプライチェーン・リスク対応については、GLT-CG-Z000009の2.2による。

2.2 技術支援対象装備品等名・実施場所・役務時間など

技術支援対象装備品等名、実施場所、役務時間などは、調達要領指定書によって指定する。

2.3 役務期間

役務期間は、調達要領指定書によって指定する。

2.4 役務員の勤務時間

この役務の実施期間中における役務員の勤務時間は、1日当たり7時間45分を標準とする。ただし、作業上必要があるときは、検査官等の指示によって勤務する。

2.5 月間役務時間報告書

この役務の作業記録として、契約の相手方は“月間役務時間報告書”を作成する。

2.6 役務内容

契約の相手方は、RMFに関する書類案の作成支援を行うほか、官側のRMF対応に係る各種取組を支援する。細部の役務内容は、次による。

- a) **実施計画書の作成及び修正** 契約の相手方は、契約締結後速やかにこの役務に関する実施計画書を作成し、契約期間において、必要に応じて実施計画書を修正する。実施計画書は、必要に応じ次の事項を含める。

- 1) 作業概要
- 2) 作業体制
- 3) スケジュール及びWBS（作業工程表）

なお、WBSには、作業項目、作業内容、スケジュール、担当者等を記載する。

- 4) 提出物一覧
- 5) 打合せ及び報告
- 6) 進捗管理
- 7) リスク管理
- 8) 課題管理
- 9) 変更管理
- 10) 品質管理
- 11) コミュニケーション管理
- 12) その他（情報保全等）

- b) **RMF関連文書案の作成** RMF関連文書案の作成は、次による。

なお、作成する内容及び様式は、“リスク管理枠組み（RMF）におけるセキュリティ管理策について（通知）〔防整サ第14550号（5.7.3）〕”及び“情報システムにおけるリス

ク管理枠組み（RMF）実施要領等について（通知）〔防整サ第14551号（5.7.3）〕”による。

- 1) **リスク評価報告書案の作成** 契約の相手方は、対象装備品等の構成、環境状況などを調査し、リスク評価に係る技術的事項を整理・分析し、リスク評価報告書案の作成支援を行う。
- 2) **セキュリティ計画書案の作成** 契約の相手方は、対象装備品等のリスク評価を踏まえ、リスク低減を図るためのセキュリティ管理策の選定に係る技術的事項を整理・分析し、セキュリティ計画書案の作成支援を行う。
- 3) **将来対応計画書案の作成** 契約の相手方は、対象装備品等の継続的なリスク低減を図るため、セキュリティ管理策の追加に係る技術的事項を整理・分析し、将来対応計画書案の作成支援を行う。
- c) **各種調整会同の支援** 契約の相手方は、官側の要求によって、システムの整備・運用に伴う関係者（官民間及び官官間）による各種調整会同に参加する。官側の主催する会同においては、議事録を作成する。また、調整事項に関する技術的事項を整理・分析し、必要に応じ、課題解決のための検討及び資料の作成支援を行う。認証官との調整会は、5回を基準として実施する。
- d) **打ち合わせ及び報告** 契約の相手方は、必要の都度、この役務の実施状況について、官側との打ち合わせ及び報告を実施し、打ち合わせ及び報告の都度、議事録を作成する。官民定例会は、5回を基準として実施する。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は、表1とし、提出前に提出先の確認を受けた後、速やかに提出先に一式を提出しなければならない。また、提出書類に変更がある場合は、調達要領指定書によって指定する。

なお、提出書類は、電子データ等とし官側との調整によって提出する。当該電子データは、提出前にウイルスチェックを実施し、ウイルスが含まれていないことを確認する。

表1－提出書類

番号	名称	数量	提出時期	提出先	摘要
1	役務従事者名簿	1	契約後，速やかに。	調達要領指定書によって指定する。	役務従事者の資格証明書の写し及び職務経歴書等を添付する。
2	実施計画書	1			—
3	月間役務時間報告書	1			最終月分は，契約終了日までに提出する。
4	議事録（各種調整会同）	1	実施の都度，速やかに。		—
5	議事録（打ち合せ）	1			
6	リスク評価報告書案	1	調達指定要領書によって指定する。		技術的事項に係るセキュリティ管理策について記述支援する。
7	セキュリティ計画書案	1			
8	将来対応計画書案	1			

4.2 無償貸付品

無償貸付品は，GLT-CG-Z000001の箇条5とし，特に必要と認められる場合においては，調達要領指定書によって指定するほか，官側が必要と認めたものについて，無償貸付を受けることが可能である。

なお，無償貸付の申請は，契約の相手方が希望する1か月前を基準として行う。

4.3 秘密保全

秘密保全は，GLT-CG-Z500002の6.1，6.2及び6.4による。

4.4 情報の保全

契約の相手方は，この契約の履行に当たり，調達要領指定書によって指定する場合を除き，知り得た保護すべき情報（“装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）”（以下，“情報セキュリティ通達”という。）第2項第1号に規定する情報をいう。）その他の非公知の情報（以下，“保護すべき情報等”という。）の取扱いに当たっては，情報セキュリティ通達における添付資料“装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項”及び別紙“装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準”に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあっては，これらに準じて）適切に管理する。このとき，特に，保護すべき情報等の取扱いについては，次の履行体制を確保し，これを変更した場合には，遅滞なく官側に通知する。

- a) 契約を履行する一環として契約の相手方が収集，整理，作成などした情報が，保護すべき情報（情報セキュリティ通達第5項第4号の規定に基づく解除をしようとする場合に，同号に規定する確認を行うまでは保護すべき情報として取り扱う。）として取り扱われることを保障する履行体制
- b) 官側の同意を受けて指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制

- c) 官側が書面によって個別に許可した場合を除き、契約の相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約の相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査などを行う者を含む一切の契約の相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制

4.5 役務の実施体制

契約の相手方は、この役務の実施に当たり、調達要領指定書によって指定する場合を除き、次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に官側と協議する。

- a) 履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい契約を履行する業務に従事する個人（以下、“業務従事者”という。）を確保する。
- b) a)の業務従事者は、この役務で要求する特定の経験、資格、業績などをもつ。
- c) a)の業務従事者は、b)に掲げるほか、履行に必要若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍など）、業績などをもつ。
- d) c)の業務従事者が、他の手持ち業務などとの関係において履行に必要な業務所要に対応可能な態勢にある。

4.6 再委託

再委託する場合には、デジタル・ガバメント推進標準ガイドラインによって、次の事項を遵守する。

- a) 契約の相手方は、この役務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。
- b) 再委託を実施する場合は、不適切な再委託によって効率性及び機密性が損なわれないよう、再委託を行う合理的理由、再委託先業者が再委託される業務を履行する能力及びその他必要と認められる事項について事前に官側に報告をし、承認を得る。
- c) 再委託する場合は、全て契約の相手方の責任において行い、再委託先の事業者の責にすべき事由については、契約の相手方の責に帰すべき事由とみなして契約の相手方が責任を負う。
- d) 契約の相手方は再委託先業者の業務履行状況について、契約の相手方の業務履行状況に併せて適宜報告する。
- e) 再委託先の事業者が義務違反をした場合は、官側は再委託中止の請求等を行うことがある。

4.7 官側の施設などへの立入り

官側の施設などへの立入りについては、官側の指示に従わなければならない。

4.8 知的財産権

知的財産権は、次による。

- a) 契約の相手方は、この契約の履行において第三者の著作権その他の権利（以下、“著作権等”という。）を侵害しないことを確認する。
- b) この契約の履行が第三者の権利を侵害しているとして官側に対して第三者が何らかの請求・主張を行ったときには、契約の相手方が自己の費用によって当該第三者と交渉・訴訟を行い、弁護士費用その他の費用を含む損害賠償責任は、全て契約の相手方が負担する。
- c) この契約において創作され納入物となる著作物において著作権等が発生する場合、その権利は次による。ただし、官側は、納入された著作物を自ら利用するために必要と認められる範囲において翻案、翻訳、複製及び貸与（以下、“利用”という。）することが可能である。
 - 1) 契約の相手方又は第三者が従来から保有していたドキュメントの著作権等は、契約の相手方又は第三者に留保される。ただし、官側は、これらドキュメントを契約の相手方の同意の下、第三者に対し利用を許諾することが可能である。この場合、契約の相手方は、正当な理由がない

限り同意を拒んではならない。

- 2) この契約で新たに契約の相手方が著作したドキュメントの著作権は、官側と契約の相手方の共有とする。
- 3) 官側は、著作権を共有したドキュメントに関し、契約の相手方の同意などを得ることなくその利用を第三者に許諾することが可能である。
- 4) 共有する持分を第三者へ譲渡し又は質権の目的とする場合及び3)以外の共同著作権行使をする場合は、契約の相手方と事前に協議のうえ、承認を受けなければならない。
- 5) 契約の相手方は、著作者人格権のうち、同一性保持権を行使してはならない。

4.9 官側の支援

契約の相手方は、この契約の履行に当たり、次の事項について事前に官側と調整のうえ、官側の支援を受けてもよい。

- a) 官側の保有するデータ、資料などの閲覧に関する事項
- b) 駐屯地内敷地、施設及び設備備品の使用
- c) 官用電話の使用
- d) 官側の保有する施設、設備、機器、電力、用水などの使用及び操作に関する事項
- e) 現地作業時の空調運転
- f) その他、契約履行に必要な事項

4.10 不具合などの処理

この契約の履行に当たり、不具合などが発生した場合は、速やかに契約担当官等の指示を受ける。

4.11 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

調達要領指定書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	6 L 9 Z 1 A 0 1 0 3 6
	調 達 要 求 年 月 日	令和8年10月28日
	作 成 部 課	陸上幕僚監部指揮通信システム課
	作 成 年 月 日	令和8年10月28日
品 名	自動即時電話網（陸自）のリスク管理枠組み対応に係る技術支援役務	
仕様書番号	陸幕指通-C-Z000108	
<p>指 定 事 項 :</p> <p>1 1.3.2 関連文書 仕様書 GS-C425411J 構内電子交換装置GSB-D80-()</p> <p>2 2.1 一般的要求事項 a) 適用する。 b) 適用する。</p> <p>3 2.2 技術支援対象装備品等名・実施場所・日程・人員・役務時間 a) 支援対象装備品等名 構内交換装置 GSB-D80（製造元：富士通製） b) 実施場所 以下の駐屯地及び契約相手方の事務所とする。 ・丘珠、南恵庭、神町、習志野、相馬原、朝霞、古河、土浦、下志津、駒門、久居、守山 高知、三軒屋、那覇（各1回を基準） c) 人員 支援要員は、2.6に示す支援を実施するのに十分な能力がある者とする。 d) 役務時間 実施期間中における役務時間は、2,560時間を上限とする。</p> <p>2.3 役務時間 契約締結後～令和9年3月31日</p> <p>4 4.1 提出書類 表1番号6 リスク評価報告書の提出時期は、官側との調整による。 表1番号7 セキュリティ計画書の提出時期は、提出対象外とする。 表1番号8 将来対応計画書の提出時期は、提出対象外とする。 提出書類の提出先は、陸幕指揮通信システム課とする。</p>		

情報セキュリティ指定書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	6 L 9 Z 1 A 0 1 0 3 6
	調 達 要 求 年 月 日	令和8年10月28日
	作 成 部 課	陸幕指揮通信システム課
	作 成 年 月 日	令和8年10月28日
品 名	自動即時電話網（陸自）のリスク管理枠組み対応に係る技術支援役務	
仕 様 書 番 号	陸幕指通—C—Z 0 0 0 1 0 8	

1 保護すべき情報として指定する理由

本役務の成果物であるリスク評価報告書、セキュリティ計画書、将来対応計画書の内容から自動即時電話網の脆弱性を類推することが可能である。したがってこれらの情報がみだりに認知された場合には陸上自衛隊の通信の脆弱性を推察されるおそれがあるため、本契約において保護すべき情報として指定する。

2 保護すべき情報として次のとおり指定する。

保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	備考
リスク評価結果	調査で判明した当該装備品等の構成、環境状況及びリスク及びそのリスクの評価結果	○ 各種会議等における会議資料、議事録などに左記の内容が含まれる場合は保護の対象とする。	
セキュリティ計画	当該装備品等のリスク評価を踏まえたセキュリティ管理策		
将来対応計画	当該装備品等のセキュリティ管理策の追加に係る技術的事項及び作成した将来対応計画の内容		

3 特記事項
な し

公募契約希望申請書

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央会計隊
契約科長 清田 哲也 殿

所在地：
会社名：
代表者名：
担当者名：
連絡先：

当社は、中央会計隊公示第k-017号（令和8年10月29日）の下記の件名に関して、提出資料を添えて応募します。

なお、公示内容を承諾し、遵守事項等に違反しないことを誓約いたします。

記

No. _____ 件 名 : _____

添付書類

- 1 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）（写）
- 2 過去5年間の受注実績一覧表
- 3 必要な技術又は設備、体制等を証明する書類（組織図、動員計画、安全体制等）
- 4 情報セキュリティに対する体制が確認できる書類
- 5 本事業の履行に必要な法的資格保有者名簿（資格取得後の経験年数を含む）
- 6 下請業者に業務を委託する場合は、下請（予定）企業一覧表
- 7 【No.1のみ】仕様書4.1.2 b), c), d), e), f), 4.1.3 b), 4.1.4 b), c) 項について証明する書類